

子ども誰でも通園制度（仮称）ご利用案内

【ご利用までの流れ】

1. 杉並区のホームページより、事前登録を行ってください。（令和6年8月1日～開始）
2. 杉並区保育課から資格認定証が発送されます。※認定証をお持ちでないとご利用できません。
3. 上井草保育園では、**令和6年9月1日～9月13日の間で10月、11月の利用申し込みを受け付けます。**
（ご契約は2か月単位となります）
QRコードを読み取り、応募フォームよりお申し込みください。

応募QRコード



4. ご利用者の決定方法は先着順（応募フォームへの登録順）とさせていただきます。
利用者が確定次第、保育園側より順次メールにて決定のご連絡をいたします。
残念ながら枠が埋まってしまい落選されてしまった方についても、同様にご連絡いたします。
5. 利用決定者には、事前に保育園にて面談を行わせていただき、10月より利用開始となります。
面談日時については利用決定後にご連絡させていただきます。

【実施内容】

実施日	火曜日から金曜日
受入時間	9：00～11：00（※1）
利用可能時間	月10時間まで
募集人数	各曜日固定1名（※2）
決定方法	応募フォーム登録による先着順
対象年齢	満1歳～満2歳未満

（※1）昼食・おやつの提供はありません。

（※2）曜日を固定させていただき、ご利用いただきます。
下図、利用事例をご参照ください。

【利用事例】

10月							11月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1 Aさん	2 Bさん	3 Cさん	4 Dさん	5						1 Dさん	2
6	7	8 Aさん	9 Bさん	10 Cさん	11 Dさん	12	3	4	5 Aさん	6 Bさん	7 Cさん	8 Dさん	9
13	14	15 Aさん	16 Bさん	17 Cさん	18 Dさん	19	10	11	12 Aさん	13 Bさん	14 Cさん	15 Dさん	16
20	21	22 Aさん	23 Bさん	24 Cさん	25 Dさん	26	17	18	19 Aさん	20 Bさん	21 Cさん	22 Dさん	23
27	28	29 Aさん	30 Bさん	31 Cさん			24	25	26 Aさん	27 Bさん	28 Cさん	29 Dさん	30

- ・Aさんが火曜日を希望し、利用決定した場合、10月と11月の火曜日の中で利用することができます。
同様に、水、木、金曜日の利用者を決定していきます。
- ・月に10時間まで利用できますが、4週しかない曜日をご利用の方については、4日分（合計8時間）全てのご利用希望をいただいた場合に限り、月曜日の枠をご利用できるものとします。5週ある月については、月曜日を選択することはできませんので、ご了承ください。
- ・月曜の利用希望についても、QRコードによる事前申込の際に同時にご応募ください。
月曜日の利用希望が重複した場合も、先着順で決定させていただきます。利用決定のご連絡同様、月曜利用の決定等の連絡についても、当園よりご連絡をさせていただきます。